事　務　連　絡
平成22年２月23日

各都道府県介護保険担当課（室）　御中

厚生労働省老健局介護保険計画課

平成22年度の介護職員処遇改善交付金に関する取扱いについて

日頃より、介護保険制度の円滑な運営に御協力いただきありがとうございます。

また、介護職員処遇改善交付金（以下、「交付金」という。）の運営に当たりましては、大変お手数をおかけしており感謝申し上げます。

さて、交付金の運営につきましては、「平成21年度介護職員処遇改善等臨時特例交付金の運営について」（平成21年８月３日老発0803第１号老健局長通知）の別紙「介護職員処遇改善等臨時特例基金管理運営要領」の別記１「介護職員処遇改善交付金事業」の別添「介護職員処遇改善交付金事業実施要領」の９により、事業年度ごとに申請を行っていただくこととなっており、「平成22年度の介護職員処遇改善交付金の取扱いについて」（平成21年11月17日付介護保険計画課・振興課連名事務連絡）及び全国厚生労働関係部局長会議（平成22年１月15日実施）において、平成22年度交付金の申請手続きについて事業者への情報提供及び働きかけをお願いしたところです。

しかし、平成22年度当初交付となる２月サービス提供分の申請期限が迫っているにもかかわらず、

①　平成21年度においてすでに交付金の交付を受けている事業者が、改めて平成22年度分の交付申請手続が必要と認識していない事例

②　都道府県が、①に対して十分な周知徹底が図られていない事例

等が見受けられます。

このため、平成22年２月サービス分からの交付金の交付手続きを２月中にとらなかった事業者においても、３月中に交付申請手続きが行われれば、特例的に２月サービス分に遡及して交付金を支払うこととします。

各都道府県におかれましては、平成22年度の取扱いについて、未申請の事業者に対して改めて周知していただくとともに、できるだけ多くの事業者に申請を行っていただくよう、積極的な働きかけをお願いいたします。

また、平成22年度から新たに申請される事業者に対する周知についても、引き続き行っていただくようお願いいたします。

あわせて、この旨管内市町村に対しても、周知していただくようお願いいたします。

【照会先】
老健局介護保険計画課企画法令係
財政第一係
（代表）03-5253-1111（内線）2164,2264
（直通）03-3595-2890